

# 社会的責任を果たすために

## コンプライアンス活動の推進

原子力機構は、国民や立地地域の皆様から信頼される組織であるために、コンプライアンス（機構の経営理念、行動基準等を踏まえ、法令等のルール及び契約並びに企業倫理を遵守すること）活動の推進に積極的に取り組んでいます。

このため、理事長を委員長、顧問弁護士等を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の推進方策等を審議・検討しています。

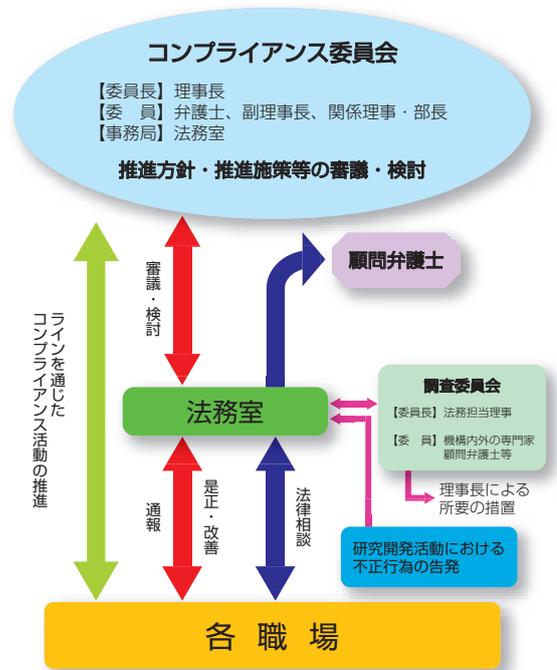
コンプライアンスの徹底のためには、原子力機構の業務にかかわるすべての人が、その意味と重要性を理解し、日々の業務の中で実践していくことが重要です。このため、コンプライアンス意識の強化・向上のための啓発活動と日常業務の中でコンプライアンスを実践していくために役立つ知識・情報を分かりやすく提供する活動を行っています。

2008年度は、全従業員を対象としたコンプライアンス研修を全拠点で計17回実施し、約1,100名が参加しました。このほか、メールマガジン「コンプライアンス通信」を計40回発信し、様々な情報を発信したり、eラーニング（コンピュータを利用した教育研修）を実施したりするなど、全従業員のコンプライアンス意識の強化、向上に努めました。

また、コンプライアンス活動を補完、強化するため、原子力機構の業務におけるコンプライアンスに反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、当該行為の内容やこれに関する意見を理事長に告知する「通報」制度を設けています。

さらに、原子力の研究開発機関として、研究開発活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）を防止することを目的に「行動規範」を定めるとともに、「告発」制度を設けています。

### 原子力機構のコンプライアンス推進体制



## 個人情報保護

昨今の急速なIT化の進展に伴い、独立行政法人等においても個人情報の利用が拡大しています。原子力機構では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に基づき、「個人情報保護規程（17（規程）第57号）」を整備し、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、個人の権利利益保護に努めています。

本規程においては、総括保護管理者をトップとする機構内管理体制を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、個人情報相談窓口を設置し、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等を受け付けています。また、保有個人情報の取扱いについて理解を深める観点から、教育研修を実施し、個人情報保護に対する意識の向上に努め、規程遵守の徹底を図っています。